

参加希望者 殿

独立行政法人水資源機構分任契約職
筑後川下流総合管理所長 北村 達也
(公 印 省 略)

見 積 依 頼 書

- 1 業 務 名 佐賀揚水機場浄化槽保守点検業務
- 2 業 務 場 所 佐賀県三養基郡みやき町大字江口3147-7 独立行政法人水資源機構 佐賀揚水機場
- 3 業 務 期 間 契約締結の翌日から令和9年9月30日まで
- 4 内 容 等 別添、仕様書等のとおり

上記について、下記により見積合わせを行いますので競争契約入札心得等を熟覧のうえ提出して下さい。

記

- 1 現 場 説 明 実施しません。
- 2 見積参加要件 以下の①～③の要件をすべて満たしていること。
① 佐賀県知事の登録を受けた浄化槽保守点検業者であること
② みやき町長の許可を受けた浄化槽清掃業者であること
③ みやき町長の許可を受けた一般廃棄物(し尿、浄化槽汚泥等)収集運搬業者であること
- 3 見 積 書 等
 - 1) 様 式 等 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章を押印されたものに限りま。ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略できます。また、余白にくじ番号を記載して下さい。
 - 2) 提出方法 FAX(又は電子メール)による。(※FAX番号等は、4)に記載された番号)
なお、FAX(又は電子メール)に抛りがたい場合は、持参又は郵送(簡易書留等配達記録が残る方法に限る。)
 - 3) 見 積 書 提出期限 令和8年1月27日 11時 まで
 - 4) 提 出 先 独立行政法人水資源機構 筑後川下流総合管理所 経理課 鶴川・中尾
FAX 0942-26-1525
経理課 電子メール nyukei_chikugokaryu@water.go.jp
 - 5) 質 問 書 提出期限 令和8年1月19日 11時 まで
※質問の回答については、翌平日の12:00までにHPに掲載します。
 - 6) 見積回数 2回を限度とする。
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出の期限は、令和8年1月28日 11時 までとします。
 - 7) そ の 他 ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者か免税事業者かを問わず、課税対象額の100分の110に相当する金額と非課税金額を合算した金額を、見積書に記載してください。(内訳書を必ず添付し、課税対象額・消費税額・非課税金額の内訳を明示してください。)
②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはで

きません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積もりの無効を主張することはできません。

③「2 見積参加要件」の確認のため、事業範囲を証するものとして、許可証の写しを見積書と併せて送付してください。

4 見積結果

見積結果については、契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日（翌日が休日となる場合には休日でない直後の日）までに通知します。

5 その他

- 1) 契約金額は、見積書記載のうち、課税対象額の100分の110に相当する金額と非課税金額を合算した金額とします。なお、1円未満の端数は切り捨てます。
- 2) 本契約は3年債務契約であるため、見積書は各年度毎に作成し、併せて3年間の合計金額を記載した見積書も提出してください。
- 3) 請負代金の支払いは、各年度の結果報告書提出後に検査を行い、その完了をもって支払います。
- 4) 最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。くじの方法は、別添「くじの方法」のとおりとします。

佐賀揚水機場浄化槽保守点検業務

仕様書

令和 8 年 1 月

独立行政法人水資源機構

筑後川下流総合管理所

1. 適用

本仕様書は、独立行政法人水資源機構筑後川下流総合管理所が施行する「佐賀揚水機場浄化槽保守点検業務（以下「業務」という。）」に適用する。

2. 業務概要

本業務は、佐賀揚水機場に設置している浄化槽について、浄化槽法に基づき、保守点検、清掃及び法定検査の受検手続きを実施するものである。

（１）業務場所

佐賀県三養基郡みやき町大字江口 3147-7

独立行政法人水資源機構 佐賀揚水機場

（２）業務期間

① 契約締結の翌日から令和 9 年 9 月 30 日までとする。

② 業務を履行するにあたっての日時は契約締結後、担当職員と日程調整のうえ、実施するものとする。

3. 業務内容

（１）浄化槽の種類及び形式

- ・ 佐賀揚水機場
 - ・ 処理方式 合併 嫌気ろ床接触ばっ気方式
 - ・ 処理能力 8 人槽
 - ・ メーカー名型式名 フジクリーン工業 LP-8

（２）浄化槽の保守点検

① 保守点検は、浄化槽法第 10 条及び環境省関係浄化槽法施行規則第 6 条第 2 項に基づき、浄化槽の構造及び機能を正常に維持し、し尿及び生活雑排水の適正な処理を確保することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的として、実施するものとする。

② 共通事項

- ・ 環境省関係浄化槽法施行規則第 6 条 2 項に基づく保守点検 年 3 回（2 年で 6 回）
- ・ 残留塩素濃度の測定及び消毒錠の補充（保守点検時に薬品を投入）
- ・ 付属機器の点検調整、ブロワー、吸気ストレーナーの清掃、ブロワーポンプ等の点検（随時）

（３）浄化槽の清掃及び汚泥引抜業務

- ・ 清掃は、浄化槽法第 9 条の規定に基づき行うものとし、浄化槽の適正な維持管理を目的として実施するものとする。清掃回数は年 1 回とする。（2 年で 2 回）

（４）浄化槽法第 11 条に基づく定期検査の申込み及び採水等の手続き

- ・ 水質検査は、浄化槽法第 11 条の規定に基づき行うものとし、浄化槽の処理性能を

確認することを目的として実施するものとする。

また、環境省関係浄化槽法施行規則第9条第2項に基づき、浄化槽法第11条に定める定期検査（法定検査）の申込み手続きは、保守点検業務の一環として代行するものとする。

申込み、採水、検査結果の管理は、浄化槽管理士資格を有する者が行うこととする。
定期検査の回数は、年1回とする。（2年で2回）

4. 一般事項

（1）提出書類

契約締結後、速やかに作業計画書（様式不問）を担当職員に提出しなければならない。
また、点検・清掃・検査の記録は、所定の様式により作成し、担当職員に提出すること。

（2）安全管理

- ① 作業場の整理整頓を行うとともに、必要と判断される箇所については、第三者の安全を確保する措置を講じるものとする。
- ② 本業務にあたっては、構造物を損傷あるいは汚さないように万全の措置を講じるものとする。

（3）官公庁の手続等は、本業務において、必要な官公庁への手続き及び届出等は、受注者において迅速に処理するものとする。

5. 異常発見時等の対応

（1）受注者は、点検の結果、不良不具合と判断される項目及び改善を推奨する項目については、担当職員に速やかに報告するものとする。

（2）不良不具合箇所のうち、軽微なものについては、担当職員と協議のうえ、補修、修理等対応の追加変更を行う場合がある。追加変更の実施については設計変更の対象とする。

（3）本業務の履行期間中、点検作業時以外で業務対象設備の故障や誤作動が発生した場合に対応を要請することがある。

なお、対応要請により作業等が実施された場合は、担当職員と協議のうえ設計変更の対象とする。

（4）機構又は受注者は、設計図書の内容に変更が生じた場合、機構と受注者の協議のうえ、設計図書の内容変更及び請負代金額の変更を行うことができるものとする。

6. 費用及び指定部分引き渡し

本業務に係る費用は、保守点検・清掃・法定検査申込み代行を含めた一括契約とする。
業務完成に先立って、引渡しを受ける指定部分及びその引渡し時期は下表のとおりとする。

項目	指定部分	引渡し時期	備考
令和 7 年度 各結果報告書	3. (2) から (4) にかかるすべて	令和 8 年 3 月まで	令和 7 年度成果
令和 8 年度 各結果報告書	3. (2) から (4) にかかるすべて	令和 9 年 3 月まで	令和 8 年度成果

7. 受注者の条件

(1) 浄化槽保守点検業務

本業務を実施する者は、浄化槽法第 48 条に基づき、佐賀県知事の登録を受けた浄化槽保守点検業者であり、その登録証の写しを提出した者であること。

(2) 浄化槽清掃業務

本業務を実施する者は、浄化槽法第 35 条に基づき、みやき町長の許可を受けた浄化槽清掃業者であり、その許可証の写しを提出した者であること。

(3) 一般廃棄物（し尿、浄化槽汚泥等）収集運搬業

本業務を実施する者は、みやき町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 23 条第 2 項に基づき、みやき町長の許可を受けた一般廃棄物（し尿、浄化槽汚泥等）収集運搬業であり、その許可証の写しを提出した者であること。

8. その他

本仕様書に定めのない事項又は疑義の生じた場合は、担当職員と協議して定めるものとする。

以上

【参考】

佐賀揚水機場浄化槽保守点検業務の仕様書における点検等の回数について
仕様書に記載している回数は、以下を想定している。

内容	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	備考
仕様書 3. (2) ②の保守点検 (2 年で 6 回)	2 回	3 回	1 回	
仕様書 3. (3) の清掃及び汚 泥引抜業務 (2 年で 2 回)	1 回	1 回	なし	
仕様書 3. (4) の定期検査 (2 年で 2 回)	1 回	1 回	なし	

以上

く じ の 方 法

今回の見積徴取に際して、最低金額を提出した見積者（以下「同価格者」という。）が複数あった場合、以下の方法により、契約の相手方を決定します。

1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

2. くじ用数値について

1) 「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0：ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0：ゼロ」として取り扱わせていただきます。

2) 「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、機構から送信した見積依頼書の受信確認を機構に対して返信する際に記載してください。この場合、機構から特に受信確認に用いる様式の指定がない場合は、通信欄などに下記のように記載してください。

記載例)

くじ用数値		
1	2	3

※数字は、明確に記載してください。

3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積書を送信していただいた順に、「0：ゼロ」から順に付番させていただく番号となります。

- 例)
- ・同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0：ゼロ」、「1」
 - ・同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0：ゼロ」、「1」、「2」

4. 具体的な決定方法について

例) ・同価格者が2者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4

123+4=127

127÷2者=63 余り 1

・余り「1」とくじ用順位「1」が合致する、
△△組 が契約の相手方となる。

例) ・同価格者が3者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4
◎◎工業	¥500,000-	2	1

123+4+1=128

128÷3者=42 余り 2

・余り「2」とくじ用順位「2」が合致する、
◎◎工業 が契約の相手方となる。

令和 年 月 日

独立行政法人水資源機構分任契約職
筑後川下流総合管理所長 北村 達也 殿

住 所
会 社 名
代表者氏名

見積依頼書等の交付受領書

令和8年1月14日に交付された佐賀揚水機場浄化槽保守点検業務の見積依頼書等を受領しました。

〈連絡先〉

担当部署名：

担 当 者：

電 話 番 号：

F A X 番 号：

電子メール：

◆くじ用数値

--	--	--

「くじ用数値を記載いただくのは、最低価格者が複数となった場合に契約の相手方を決定するためです。詳細は「くじの方法」をご覧ください。